

農業農村整備事業における「快適トイレの導入」に関する試行要領

1 趣 旨

建設現場を誰もが働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的として、受注者が「快適トイレ」の設置を希望し、協議のあった工事を対象に従来型トイレとの差額を設計変更により計上できるものとする。

2 仕様

快適トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、（１）～（１１）については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

【快適トイレに求める機能】（必須）

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】（必須）

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】（任意）

- （１２）室内寸法 幅 900mm以上×奥行 900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

3 計上費用

- （１）原則、すべての工事に適用するが、設置基数を現場ごとに必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- （２）工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用するものとする。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には適用しない。

- (3) 監督職員は、2の(1)～(11)について、受注者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。
- (4) 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に、「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。
- ※1「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、10,000 円／基・月（従来品）を除いた額。
- (5) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (6) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能とする。
- (7) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

4 具体的な計上方法例

- (1) 実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合(積算上の差額60,000 円) 計上する費用：57,000 円／基・月
- (2) 実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合(積算上の差額30,000 円) 計上する費用：30,000 円／基・月

5 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。

- (1) 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。
- (2) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (3) 女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (4) 男性トイレと、女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- (5) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。
- (6) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。
- (7) トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。
- (8) 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

令和8年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。